

付表6 税率別消費税額計算表【簡易版】

特別

〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕

課税期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	氏名又は名称	
------	---------------	--------	--

※ 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。

区分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
----	--------------------	-------------------	---------------

step1 課税売上げの計算

課税売上げ（税込）

$$\times \frac{100}{108}$$

$$\times \frac{100}{110}$$

適用税率ごとに課税売上げの税抜金額を記載します

課税資産の譲渡等の対価の額 ①	※第二表の⑤欄へ	円 ※第二表の⑥欄へ	円 ※第二表の⑦欄へ	円
-----------------	----------	------------	------------	---

step2 課税標準額を計算

step 1 で計算した金額の千円未満を切り捨てた金額を記載します

課税標準額 ②		000	000	※第二表の⑧欄へ 000
---------	--	-----	-----	-----------------

step3 消費税額を計算

step 2 課税標準額に、消費税（国税）の税率を掛けて計算します

$$\times 6.24\%$$

$$\times 7.8\%$$

課税標準額に対する消費税額 ③	※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑪欄へ
-----------------	----------	----------	----------

step4 返還等対価に係る税額を計算

（課税売上げに係る返品、値引き等の金額を売上金額から直接減額している場合には、この計算は不要です）

課税売上げに係る返還等対価の額（税込）

$$\times \frac{6.24}{108}$$

$$\times \frac{7.8}{110}$$

適用税率ごとに課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額を計算し消費税額を計算します

売上対価の返還等に係る消費税額 ④			※第二表の⑫、⑬欄へ
-------------------	--	--	------------

step5 控除対象仕入税額の基礎となる消費税額の計算

適用税率ごとに③から④を差し引いて計算します

控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (③ - ④) ⑤			
---------------------------------	--	--	--

step6 特別控除税額の計算

step 5 で計算した消費税額に80%を掛けて、計算します

$$\times 80\%$$

特別控除税額 (⑤ × 80%) ⑥			※第一表の⑭欄へ
--------------------	--	--	----------

「税率別消費税額計算表」【簡易版】

〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、消費税及び地方消費税の（確定、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）又は消費税及び地方消費税の（確定、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合で、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第51条の2第1項「適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置」の規定（以下「2割特例」といいます。）の適用を受ける場合に使用し、申告書（一般用）又は申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

なお、課税事業者である期間中に行った課税資産の譲渡等につき貸倒れが生じたことにより消費税法第39条第1項「貸倒れに係る消費税額の控除等」の規定の適用を受ける場合又は同項の規定の適用を受けた貸倒れに係る売掛金等を回収した場合には、この簡易版の付表ではなく、通常版の「税率別消費税額計算表」（付表6）を添付してください。

また、旧税率（3%、4%又は6.3%）による課税資産の譲渡等がある場合には、付表6によらず、付表4-1、付表4-2、付表5-1及び付表5-2を申告書（一般用）又は申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

2 記載要領等

金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。

（参考）2割特例を適用し、申告書（一般用）又は申告書（簡易課税用）を作成する場合の記載方法について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載しております「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（2割特例用）」をご覧ください。